

議員辞職勧告決議（案）

新聞、テレビ報道によるところ、5月1日、福岡県警は嘉麻市議会議員である山本幹雄氏を公職選挙法違反容疑で逮捕した。さらに5月22日には起訴された。

同違反容疑は、4月26日実施された嘉麻市議会議員選挙に関し、本年年初、山本幹雄議員が数人の者に各数万円を渡して有権者の票の取りまとめを依頼したことによる買収容疑（公職選挙法第221条）であり、本人もその容疑を認めていると報道されている。

本来、選挙とは公職選挙法にも謳われている通り、「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われること」（同法第1条）が基本条件、前提である。

しかるに今回、嘉麻市議会議員である山本幹雄氏が、有権者への利益供与を行ったことは、公明且つ適正な選挙の確保をそこなったものであり、ひいては「民主政治の健全な発達」（同法第1条後段）を阻むことにつながるものである。

当市議会は、議員自らが高潔性を保持し市民の負託にこたえる市政をめざしているものであり、山本幹雄議員の今回の公職選挙法違反は断じて認められるものではない。

よって当市議会はここに、山本幹雄議員の議員辞職勧告を決議する。

以 上